

## 取消時の必要書類

記載している内容は標準的なものです。取消の事由により書類の追加提出を求められることがあります。

取消の事由		事由発生日	添付書類
就職したとき (被扶養者自身が他の健康保険に加入したとき) 〔注1〕		就職日 (健康保険加入日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職先の「健康保険証」の写し等</li> <li>※健康保険への加入日が確認できるもの (在職証明書・身分証明書は不可)</li> <li>※当共済組合の組合員資格を取得した場合も含まれます。</li> </ul>
所得 限度 額の 超過 〔注7〕	給与、事業の収入 (年間 130 万円以上又は月額 108,334 円以上) 〔注2〕〔注3〕〔注6〕	〔注2〕参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与収入の場合は「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」、又は労働条件通知書等の写し</li> <li>・事業収入の場合は「確定申告書控」の写し及び「収支内訳書」の写し、又は「個人事業の開業等の届出書」の写し等</li> <li>・「国民年金第3号被保険者関係届」〔注5〕</li> </ul>
	雇用保険の失業給付を受給(月額3,612円以上)〔注6〕	雇用保険受給開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雇用保険受給資格者証」の写し</li> <li>・「国民年金第3号被保険者関係届」〔注5〕</li> </ul>
	年金収入(年間130万円以上) 〔注4〕〔注6〕	〔注4〕参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の年金額がわかる年金の「決定(裁定)通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し</li> </ul>
婚姻		婚姻日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婚姻届受理証明書」(戸籍謄抄本でも可)</li> </ul>
死亡		死亡日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村長発行の「埋葬許可証」の写し、「火葬許可証」の写し、又は「戸籍謄本」(「戸籍抄本」)の写しのいずれかの一つ</li> </ul>
別居		別居した日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民票」</li> <li>・「国民年金第3号被保険者関係届」〔注5〕</li> </ul>
離婚		協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「離婚届受理証明書」(戸籍謄抄本でも可)</li> <li>離婚と共に子の認定を取消す場合は「申立書」も必要</li> <li>・「国民年金第3号被保険者関係届」〔注5〕</li> </ul>
司法修習生になったとき		修習(給付金)の給付開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者氏名及び採用(開始)日等が確認できる「通知書」等の写し</li> </ul>
上記の事由以外の扶養変更等による組合員の意思による取消 〔注3〕			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「申立書」(取り消しする被扶養者名、その理由及び取消年月日(将来の日は不可)等を明記してください。)</li> </ul>

(裏面に続く)

## 【取消の留意事項】

- [注1] 雇用先で健康保険制度に加入する場合は、勤務形態・勤務期間及び収入の如何にかかわらず被保険者となった日から取り消します。
- [注2] 雇用された時点で年間の所得額が130万円以上になることが見込まれる場合は、雇用日をもって取り消します。  
また、アルバイトやパート等の短期間雇用で、勤務時間や勤務日数が定まらない場合は、3か月連続して認定限度額108,334円を超過し、結果的に4か月目も引き続いて給与月額が108,334円以上になったときは、4か月目の初日を取消日として取り消します。  
ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、年間の所得額が130万円を超えた場合は、130万円を超えた月の初日で取り消します。
- [注3] 内容によっては、市区町村発行の「所得に関する証明書」を求める場合があります。
- [注4] 年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の7日後を喪失日として取り消します。
- [注5] 組合員本人が65歳未満で、取消をする被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ提出してください。
- [注6] 60歳以上の方、または障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する方は、所得限度額が180万円になりますので、上記の金額のうち、130万円を180万円に、108,334円を150,000円に、3,612円を5,000円に読み替えてください。
- [注7] 例えば、給与収入と年金収入がある場合はその合計額が所得限度額を超えた場合、認定の要件を欠くこととなります。

## ご注意ください！！

被扶養者の取消手続きを行った後は、共済組合員の被扶養者でなくなりますので、資格喪失後に医療機関等を受診する際は、健康保険（保険者）が変わったことを申し出てください。

### 《取消による被扶養者の資格喪失証明について》

他の健康保険への加入または国民健康保険の手続きの際に「資格喪失証明書」が必要な方は、「被扶養者取消認定取消申告書」の様式右上に要・不要を記入する欄がありますので、要を○印で囲んでください。

なお、SSC 所属の方は、添付書類と併せて◎「資格喪失証明書交付申請書」を同封してください。